

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26 年 7 月 1 日

公益社団法人大分県薬剤師会

新型インフルエンザ等対策業務計画の策定にあたって

公益社団法人大分県薬剤師会
会長 安 東 哲 也

当会は、平成25年12月12日付けで大分県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第7号に規定する指定地方公共機関に指定されました。

指定地方公共機関には、新型インフルエンザ等が発生した際に、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務があり、その実施にあたっては、関係機関と相互に連携・協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければなりません。

また、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた新型インフルエンザ等対策業務計画の作成と県への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検といった責務もあり、必要な訓練の実施にも努めなければなりません。

そこで当会では、このたび、「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年10月4日)」に基づいて、「大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策業務計画」を策定しました。

この業務計画には、当会の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針や当会が実施する対策等が規定されています。

今後は、この業務計画に基づいて所要の体制整備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、当会並びに会員薬剤師の職能を最大限に発揮して新型インフルエンザ等対策に取り組み、感染拡大を可能な限り抑制して県民の皆様の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう努めてまいります。

対象とする「新型インフルエンザ等」の範囲

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※ 感染症法：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
(平成10年10月2日法律第114号)

目 次

I	総則	
1	業務計画の目的・基本方針	1
(1)	業務計画の目的	1
(2)	業務計画の基本方針	1
2	業務計画の運用	1
(1)	適用範囲	1
(2)	被害想定	1
(3)	弾力的運用	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
1	実施体制	2
(1)	平時の実施体制	2
(2)	発生時の実施体制	2
(3)	組織	2
(4)	終息時の対応	3
2	情報収集・共有体制	3
(1)	平時の情報収集・共有体制	3
(2)	発生時の情報収集・共有体制	3
(3)	役・職員及び会員との情報共有体制	3
3	関係機関との連携	4
(1)	連携が必要となる関係機関・団体	4
(2)	発生時における連携方法	4
III	新型インフルエンザ等対策に関する事項	4
1	新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	4
(1)	平時の対応	4
(2)	発生時の人員計画	4
(3)	県内未発生期から県内発生早期における対応	5
(4)	県内感染期における対応	5
2	感染対策の検討・実施	5
(1)	感染予防・まん延防止のための普及啓発	5
(2)	職場における感染対策	5
(3)	必要な物資・資材の備蓄	5
IV	その他	6
1	教育・訓練	6
(1)	役・職員及び会員に対する研修	6
(2)	対策本部の設置・運営訓練	6
(3)	重要業務継続訓練	6
(4)	関係機関との連携・協力訓練	6
2	計画の見直し	6

公益社団法人大分県薬剤師会

新型インフルエンザ等対策業務計画

I 総則

1 業務計画の目的・基本方針

(1) 業務計画の目的

この業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第7号の指定地方公共機関として、大分県薬剤師会（以下「当会」という。）がその業務について実施する新型インフルエンザ等対策について必要な事項を定め、もって新型インフルエンザ等発生時の的確かつ迅速な対策の実施に資することを目的とする。

(2) 業務計画の基本方針

「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月4日）の基本方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関相互の連携・協力のもと、当会の業務についての的確かつ迅速に対策を実施し、もって新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制して県民の生命及び健康を保護するとともに、新型インフルエンザ等が県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることをこの業務計画の基本方針とする。

2 業務計画の運用

(1) 適用範囲

この業務計画は、当会及び当会の会員、役・職員並びにその勤務する施設等に適用する。

(2) 被害想定

この業務計画では、「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」の被害想定に準じ、当会の会員及び役・職員の25%が罹患するものとし、その他の被害想定についても、大分県の全人口との人口按分とする。

なお、当会の役・職員及び会員の薬局等に勤務する薬剤師等の欠勤は、最大で40%程度（流行ピーク時の約2週間）と想定する。

(参考) 大分県の被害想定

- 罹患率： 全人口の約25%
- 受診患者数： 12～23万人
- 入院患者数： 940～3,700人/日（流行が8週間続く場合の5週目）
- 死亡者数： 1,600～6,000人（致命率0.53～2%）

(3) 弾力的運用

新型インフルエンザ等は未知の部分が多く、実際の新型インフルエンザ等の発生時には想定どおりに事態が推移するとは限らないことから、正確な情報の入手に努めつつ、この業務計画を基本に、状況に応じて、弾力的かつ的確・迅速に対応するものとする。

II 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 実施体制

(1) 平時の体制

平時には、「大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議(以下「対策会議」という。)」を開催し、当会の業務を執行する役・職員相互が連携して、情報の共有や訓練の実施等、新型インフルエンザ等対策に係る事前準備の推進を図る。

さらに、県や市町村、日本薬剤師会や地域・職域薬剤師会等との連携強化と情報収集に努め、発生時に備えた準備を進める。

(2) 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、大分県新型インフルエンザ等対策本部(以下「大分県対策本部」という。)が設置された場合は、速やかに「大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)」を大分県薬剤師会館内に設置するとともに、新型インフルエンザ等対策に係る業務を遂行する班を編制する。

対策本部の会議の開催時期や頻度については、発生した新型インフルエンザ等の感染力や流行状況等を踏まえて対策本部長が決定する。

対策本部の各班は、対策本部長の指示のもと、新型インフルエンザ等の発生段階やその状況に応じて必要な業務を遂行する。

(3) 組織

①大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議

対策会議は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

②大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部

対策本部は、会長を本部長とし、総務企画班、情報管理班、活動調整班を置き、必要な役員及び職員を配置する。

対策本部を設置したときは、大分地域に居住する役員及び職員は対策本部の業務に従事するものとし、大分地域以外に居住する役員は、在住地域における対策業務に従事する。

【大分県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部の業務内容】

班名	業務内容
総務企画班	対策本部の庶務
情報管理班	情報の収集・発信
活動調整班	大分県対策本部、関係機関・団体との連絡調整 会員及び薬局等の活動状況の把握

(4) 終息時の対応

大分県対策本部が廃止されたときは、対策本部長の指示により、対策本部を解散する。

2 情報収集・共有体制

(1) 平時の情報収集・共有体制

平時から大分県、日本薬剤師会、大分県医師会等関係機関・団体との連絡を密にし、情報連絡手段を明確にしておく。

新型インフルエンザ等に関する情報は、厚生労働省、国立感染症研究所等の国の機関や大分県から入手するとともに、大分県、日本薬剤師会、大分県医師会等関係機関・団体等との情報交換に努める。

【主な情報の入手先】

内閣官房「新型インフルエンザ等対策」	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
外務省「海外安全ホームページ」	http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省「感染症・予防接種情報」	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所「感染症疫学センター」	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
日本薬剤師会	http://www.nichiyaku.or.jp/
大分県「新型インフルエンザ関連情報」	http://www.pref.oita.jp/site/singata/ http://www.pref.oita.jp/site/bosaienzen/oitaken-singata-inhurutou-koudoukeikaku.html

(2) 発生時の情報収集・共有体制

発生時には、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を関係機関・団体等から迅速に入手して把握するとともに、関係機関・団体等と適切に情報交換を行うものとする。

必要に応じて、医療関係機関の運営状況、社会インフラの稼働状況、関係企業等の運営状況等に関する情報を収集し、対策の実施に活用する。

得られた情報は、必要に応じて、地域・職域薬剤師会を通じて会員等に迅速かつ適切に周知するとともに、当会のホームページにも速やかに掲載する。

(3) 役・職員及び会員との情報共有体制

当会役・職員及び会員並びにその同居する家族の感染の状況、就業の可否等の連絡は、メール、携帯電話、固定電話等あらゆる方法を用いて行うものとする。

本人又はその同居する家族が感染した役・職員については、対策本部長が出勤の自粛等を判断する。

なお、感染状況の把握に当たっては、感染者の人権に十分配慮し、個人情報の保護に留意するものとする。

3 関係機関・団体との連携

(1) 連携が必要となる関係機関・団体

新型インフルエンザ等に係る対策を推進する上で連携・協力を図る必要のある関係機関・団体は次のとおりとする。

【関係機関・団体】

機 関 名	電話番号	FAX 番号	備 考
大分県健康対策課	097-506-2669	097-506-1735	健康危機管理班
大分県薬務室	097-506-2650	097-506-1828	
大分県医薬品卸業協会	097-543-2146	097-545-2129	事務局(株)アステム
大分県衛生環境研究センター	097-554-8980	097-554-8987	
大分県医師会	097-532-9121	097-537-4764	
大分県歯科医師会	097-545-3151	097-545-3155	
日本薬剤師会	03-3353-1170	03-3353-6270	

(2) 発生時における連携方法

地域・職域薬剤師会とは、一斉同報ファクシミリ、Eメール、携帯電話など、あらゆる通信手段を用いて情報交換を行い、十分な連携を図るものとする。

関係機関・団体とは、大分県対策本部からの指示又は要請に基づいて必要な連携を図るとともに、必要に応じて直接、情報交換を行うものとする。

III 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 平時の対応

平時には、新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集、感染予防・まん延防止のための情報提供や教育研修、必要な体制の構築、情報伝達システムの整備及び訓練、感染予防・まん延防止のために必要な物資・資材の備蓄・整備・点検並びに重層的な通信手段の確保など、必要な施設・設備の整備・点検などを行い、新型インフルエンザ等の発生時に的確かつ迅速に対応ができるよう適切に準備を進めるものとする。

また、平時から、会員の薬局等における新型インフルエンザ等対策のための体制整備やその職員に対する啓発等について、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 発生時の人員計画

新型インフルエンザ等の発生時には、役員及び当会の各部署から対策本部に必要な人員を確保する。

なお、感染等により役・職員の欠勤が拡大した場合には、対策本部で検討の上、柔軟に対策本部の体制を再構築するものとする。

その際は、対策本部及び当会の重要業務への人員配置を最優先とし、不要不急の業務については縮小・休止するものとする。

(3) 県内未発生期から県内発生早期における対応

新型インフルエンザ等が国内又は県内で発生し、大分県対策本部が設置された場合には、速やかに対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に関する情報収集・分析、必要な対策の決定と実施、会員及び役・職員等に対する国内外における新型インフルエンザ等の発生状況や感染予防のための留意事項等の情報提供など、新型インフルエンザ等対策に関する業務を的確かつ迅速に開始するものとする。

あわせて、大分県健康対策課、同薬務室等の関係機関・団体と連携・協力し、新型インフルエンザ等に係る医薬品の調剤業務、その他会員の薬局等における医薬品の提供業務が適切に維持されるよう、会員への支援並びに連絡調整等の対策を実施する。

(4) 県内感染期における対応

引き続き、(3)に掲げる情報提供や会員への支援並びに連絡調整等の新型インフルエンザ等対策業務に重点的に取り組むものとする。

この場合、会員や役・職員の新型インフルエンザ等への感染リスクを低減させるため、研修会、講演会等の不要不急の業務は縮小又は中止し、当会の通常の活動を維持するために必要な最小限の業務の継続に限定することとする。

この場合、業務内容に応じてメールや電話等を活用した在宅勤務や時差出勤等の導入も検討するものとする。

2 感染対策の検討・実施

(1) 感染予防・まん延防止のための普及啓発

当会ホームページや会報等により、新型インフルエンザ等の感染予防に必要な知識等について周知を図るほか、県や地域・職域薬剤師会、関係機関・団体等と連携・協力して広く県民への情報提供や普及啓発に努めるものとする。

(2) 職場における感染対策

新型インフルエンザの主な感染経路は、季節性インフルエンザと同様に「飛沫感染」と「接触感染」のため、手洗いや咳エチケットの励行などが有効な対策となる。

そのため、職場には、平時から手指消毒用アルコール製剤を配置し、うがい・手洗いの励行を促すとともに、国内発生の初期の段階から、家族も含めて健康状態の把握、マスクの着用と咳エチケットの励行、手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策の実践を促すものとする。

なお、38℃以上の発熱、咳、倦怠感、食欲不振等のインフルエンザ様症状のある者、あるいは感染者との濃厚接触の可能性のある者など、新型インフルエンザ等への感染が疑われる役・職員については、医療機関の受診結果や自宅での経過観察の状況等を踏まえ、出勤の自粛や出勤停止等の措置を決定する。

(3) 必要な物資・資材等の備蓄・整備・点検

新型インフルエンザ等の感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、マスクなど必要な物資・資材を備蓄するものとする。

IV その他

1 教育・訓練

新型インフルエンザ等対策に対する当会の役・職員並びに会員一人ひとりの意識を高め、発生時に的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザ等に関する正しい知識の研修や新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。

(1) 役・職員及び会員に対する研修

役・職員及び会員に対して、新型インフルエンザ等に関する基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防・まん延防止対策、外出自粛などの公衆衛生対策等に関する研修を行う。

(2) 対策本部の設置・運営訓練

新型インフルエンザ等の発生時に危機管理体制を速やかに構築し、的確かつ迅速に対応できるようにするため、新型インフルエンザ等発生各段階を想定した対策本部の設置・運営に関する机上訓練及び実地訓練を行う。

(3) 重要業務継続訓練

役員や職員の発症等を想定した個人防護具の着用、出勤時の体温測定、病院等への搬送、濃厚接触者の特定、職場の消毒、代替要員による重要業務の継続等の訓練を行う。

(4) 関係機関との連携・協力訓練

大分県等の関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、新型インフルエンザ等の発生時の連携・協力体制の確立を図る。

2 計画の見直し

この業務計画は、その実効性の維持・向上を図るため、新型インフルエンザ等対策に関する最新の知見、関係機関等からの新たな情報及び訓練を通じた新型インフルエンザ等対策の検証結果等を踏まえて適時、適切に見直すものとする。